平成23年度 社会福祉法人奈井江学園 事業計画

事業方針

平成22年度新事業体系に移行して新たなスタートを切りましたが、各事業ごとの創意工夫や独自性がまだ発揮されていません。24年度は就労系事業も転換期を迎えることになるので、それぞれの事業で将来性を見据えた制度の熟知や新たな核となる作業種の開拓が求められます。そのためには、人材育成に力を注ぎながら、障がい分野だけに捕らわれずに調査研究を進めていきたいと思っています。入所施設から地域移行については、新たにケアホームフピの建築事業を実施していきます。また日中活動の充実を図るために作業棟の増築し、通所してきている利用者さんの作業場を提供することにより収益アップや作業しやすい環境作りをしていきます。将来的有能な人材確保の観点から、新卒者の確保と有能な人材に離職されないよう給与表の改定を行います。

具体的事業

1. 必要な改修事業について

今年度は、障害者自立支援法による経過措置期間(平成24年3月31日)が終了するので期間内におこなう事業と法制度に適用するための事業が主となります。 可能な限り補助制度を使いながら、設備改修等をおこない計画性をもって実施していきます。

- ・CH フピの建築整備事業 (国庫補助決定済み)
- ・ 厨房機器 (食器乾燥機)の入れ替え (赤い羽根補助金内示)
- ・就労支援作業場の増築工事(障害者基盤整備事業申請予定)
- ・アルクのスプリンクラー改修事業 (国庫補助申請予定)
- ・地デジ対応(地デジチューナー設置補助申請予定)
- ・老朽化の激しい車両の入れ替えの検討(日本財団等申請予定)
- ・ 施設内の電話機の取替え
- 2. ソフト面の事業について
- ・給与表の見直し
- ・各事業ごとの幹部候補の育成強化(自ら起案立案をし、実践に移せる人材の育成)
- ・居宅事業の拡充と強化

- ・事務方世代交代に備えた準備と、平成24年新会計基準に対応するための事務職員の 補充と育成強化
- 介護保険制度適応のための準備

3. 日中活動系事業について

生活介護事業については、新事業体系の経過措置の中で、支援員が慢性的に不足していることから今年度については、職員配置を2対1の配置基準に変更して支援職員の補充と入所施設の支援が重複しても職員数を確保できる体制作りをする。

就労系事業については、就労継続B型事業を除いて法律上2年の期限がついている事業ですので、就労に対する実績をつけなければなりません。そのために就労支援員の営業力強化が急務の課題となっているので、必要な研修への派遣等を実施します。

4. 居宅系事業について

①グループホーム・ケアホーム事業

平成22年度にアルク10名が完成し、今年度はフピ7名の新築ケアホームの建設に着手します。アルク横にフピが建ちますが、建設場所が決まれば車庫の設備を含めて外回りの整備もおこないたいと思っています。今年度フピ完成をにらんで、世話人を含め生活支援員の人員配置を厚くしていきます。

②短期入所事業

短期入所事業については、入所施設の居室の空きを利用することで今後の需要いかんによっては延びていく事業と踏まえています。入所施設の新基準である 9.9 ㎡とのからみもありますが、入所に変わる新たな仕様について検討していきたいと思います。

③施設入所事業

昨年度入所定員を60名から50名へと10名削減しました。今年度は、本体施設のスペースを考えると更なる定員削減をしなければなりません。平成23年度中には、利用者一人当たり9.9㎡が達成できるようにしたいと思います。

④ホームヘルプ事業

ホームへルプ事業がますます大切な位置づけとなってきます。ヘルパーさんの増強を考えていかなければなりませんが、ヘルパーのなり手が不足してきています。原因のひとつに現在の知的障がい者対象のホームヘルプ事業だけでは、働き手の収入が不足していることや事業所としても雇用保険等の保障ができない現状にあります。車両の不足も問題となっています。今年度については、将来を見据え問題解決を図る準備をしていこうと思っています。具体的には、他の知的障害者のホームヘルプ事業所でも行っている介護保険制度との併用を目指すために23年度は、その準備期間とします。そして24年度から介護保険制度との併用がスタートできるように事業自体に力をそそげる人員体制を組みます。